

えびの市農林業地域おこし協力隊員設置要綱

(設置)

第1条 本市の農林業を取り巻く状況は、従事者の高齢化及び担い手の減少、耕作・荒廃地の増加等の課題を抱え、農林業生産活動の低下又は農村景観への影響が懸念されており、特に中山間地域においてその傾向が顕著になっている。

一方、都市部では生活の質又は豊かさへの志向の高まりにより、豊かな自然環境、歴史、文化等に恵まれた地域で生活することについて、若年層を含め、住民のニーズが高まってきている。

こうしたことを背景に、三大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を本市に居住させ、農林業技術の習得のための研修を通じて、本市の農林業及び地域づくりの新たな担い手として育成するとともに、地域に定着させることを目的とし、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、えびの市農林業地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を設置する。

(協力隊員)

第2条 協力隊員は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 生活の拠点を3大都市圏をはじめとする都市地域等からえびの市内へ移し、住民票を異動させた者(えびの市内において異動した者及び任用を受ける前に既にえびの市内に定住・定着している者(既に住民票の異動が行われている者等)については、原則として含まない。)
 - (2) 委嘱の日において20歳以上50歳未満の者
 - (3) 普通自動車運転免許を所持している者
 - (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者
 - (5) その者及びその親族(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又はえびの市暴力団排除条例(平成23年えびの市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員」という。)でない者。
- 2 協力隊員は、市内に拠点を置く農林業関係事業者等の指導のもと、農林業技術等に関する研修を受け、研修終了後は、市内での定住及び農林業への従事を図るものとする。
- 3 協力隊員の期間は1年とし、最長3年まで延長することができるものとする。

(欠格条項)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、協力隊員となることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(研修機関)

第4条 市長は、協力隊員に対し、農林業技術等の習得のための研修及び地域と連携して地域が主催する行事等への協力を指導し、支援することにより、本市に定住し、農林業に従事できるように育成しようとする市内に拠点を置く事業者等を、別に定めるところにより募集し、応募したものの中から研修機関を選定し、その結果を公表するものとする。

(研修内容等)

第5条 研修機関は、次に掲げる協力隊員が行う農林業技術等の習得のための研修及び地域と連携して地域が主催する行事等への協力（以下「農林業活動等」という。）を指導し、支援するとともに、協力隊員の農林業研修に必要なものを確保するものとする。

2 研修機関が行う農林業技術等習得のための研修は、農業用機械の操作方法若しくは土づくり、肥培管理、病虫害防除等の栽培管理等の農業技術の実習等又は農産物の出荷、農産物直売所での販売等とする。

3 研修機関は、協力隊員が活動する地域の自治会長等と連絡調整を行い、その地域が主催する農道又は水路の清掃等の共同作業、花植え等の地域美化活動、運動会、敬老会等の会場準備など、作業を伴う地域の行事へ協力隊員が参加するよう努めるものとする。

4 研修機関は、ホームページ等を利用して、地域おこし協力隊員の農業活動等の取組状況や成果等についての情報発信を随時行うとともに、都市住民の本市での定住及び就農の促進に努めなければならない。

(協力隊員の募集等)

第6条 協力隊員になろうとするものは、第4条により公表された研修機関の中から研修を受けようとする研修機関を指定し、協力隊員に応募しなければならない。

2 市長は、協力隊員になろうとする者及び協力隊員になろうとする者が指定した研修機関の3者による面接等により、本市での居住が確実に農林業に意欲的に取り組むことが認められる者を協力隊員として選考するものとする。

(協力隊員の身分等)

第7条 協力隊員は、市の委嘱を受け、農林業の研修活動等の対価として報償費の支給を受けるものとし、市又は研修機関との雇用契約は存在しないものとする。

2 協力隊員は、市及び研修機関の指示に従わなければならないものとし、次に掲げる場合には、委嘱を取り消すことができる。

(1) 本人から取り消しの願い出があった場合

(2) 協力隊員に不良行為が認められた場合

(3) 傷病、事故等により、農林業活動等の継続できなくなった場合

(研修時間及び研修日数)

第8条 協力隊員の研修時間は、1日当たり8時間とし、1日当たり8時間を超えた時間は、研修とみなさない。

2 協力隊員の研修日数は、1月当たりその月の日数からその月に属する土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の休日（以下「祝日」という。）及び休日（以下「休日」という。）の

日数を減じた日数とし、その日数を超えた日数は、研修とみなさない。ただし、土曜日が祝日の場合は、その土曜日は減じる日数に含めないものとする。

- 3 12月の研修日数は、前項に規定する日数から29日から31日までの日数を減ずるものとする。ただし、29日から31日までの間に土曜日又は日曜日（以下「休日等」という。）がある場合は、その休日等は減じる日数に含めないものとする。
- 4 1月の研修日数は、第2項に規定する日数から2日及び3日の日数を減ずるものとする。ただし、2日から3日までの間に休日等がある場合は、その休日等は減じる日数に含めないものとする。
- 5 協力隊員の休息時間及び休暇日は、協力隊員及び研修機関協議のうえ決定するものとする。

（報償）

第9条 市長は、隊員への報償として、1日当たり8,000円を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、協力隊員の1日の研修時間が8時間に満たない場合は、1時間当たり1,000円を減額する。
- 3 協力隊員の1月間の研修日数が、前条に規定する日数に満たない場合は、1日当たり8,000円を減額する。

（報償の支払い）

第10条 報償は、月の1日から末日までを計算期間とし、第15条に規定する研修日誌及び研修活動報告書により研修内容等を確認し、翌月20日までに支払うものとする。

（協力隊員の遵守事項）

第11条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 居住地及び研修地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- （2） 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- （3） 研修時間外には本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- （4） 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- （5） 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長及び研修機関に届け出ること。

（事業の委託）

第12条 市長は、研修機関から提出された研修計画書の内容を審査し、適当と認める場合は、研修機関に協力隊員の受入業務を委託することができる。

- 2 研修機関に委託する業務の内容は次に掲げるとおりとする。
 - （1） 協力隊員の農林業研修等の指導及び支援に関する業務
 - （2） 協力隊員の生活支援（経費）に関する業務
 - （3） その他協力隊員の行う活動に必要な業務

（事業計画の変更）

第13条 研修機関は、必要に応じて研修計画を変更できるものとする。

- 2 研修機関は、研修計画を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第14条 研修機関は、事業を中止又は廃止しようとするときは、市長に報告し、

承認を受けなければならない。

(研修結果報告及び検査)

第15条 協力隊員は、研修活動の状況について、その概要を研修日ごとに研修日誌に記録し、研修機関に提出しなければならない。

2 研修機関は、前項の研修日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の研修活動内容を研修活動報告書により市長に報告しなければならない。

3 市長は、前項の研修活動報告書の提出を受けたときは、業務委託契約の執行の状況を検査し、必要がある場合には、研修機関に対し協力隊員育成のための指導を行うものとする。

(研修機関の責務)

第16条 研修機関は、協力隊員の行う研修活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 協力隊員の年間研修計画の作成

(2) 協力隊員の行う研修に関する総合調整

(3) 市との調整及び住民への周知

(4) 協力隊員の行う研修終了後の定住支援

(5) 前各号に定めるもののほか、協力隊員の行う研修の支援

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。